

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路放射第 32 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	放 32	放射第 32 号線	江東区塩浜二丁目	墨田区京島一丁目	墨田区江東橋三丁目	約 6,280m	地表式	4 車線	27m	東日本旅客鉄道総武線と立体交差 東武鉄道亀戸線と平面交差 自動車専用道路と立体交差 1 か所 幹線街路放射第 15 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 11 か所		
	車線の数の内訳		2 車線			約 1,810m						
			4 車線			約 3,940m						
			6 車線			約 530m						
	その他											
	補 103	補助線街路第 103 号線	台東区東上野四丁目	江東区亀戸三丁目	墨田区業平四丁目	約 4,430m	地表式		33m	自動車専用道路と立体交差 2 か所 幹線街路と平面交差 13 か所		
	車線の数の内訳											
その他												

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由：周辺交通に大きな問題がないこと等が確認されたため、一部幅員等を変更する。

変 更 概 要

名 称	変 更 事 項	
幹線街路放射第 32 号線	1 一部区域の変更	墨田区業平四丁目及び押上一丁目各地内
	2 車線の数決定	4 車線（一部、2 車線及び 6 車線）
幹線街路補助線街路第 103 号線	1 一部幅員の変更	33m→16m（墨田区業平四丁目～墨田区業平五丁目 延長約 410m）
	2 一部区域の変更	墨田区業平五丁目及び江東区亀戸三丁目各地内
	3 交差構造の変更	放射第 32 号線との立体交差の廃止（墨田区業平二丁目～墨田区業平四丁目）